川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例

（平成７年１２月２６日　条例第４８号）

（目的）

第１条　この条例は、中高層建築物の建築に係る計画の事前公開並びに中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争のあっせん及び調停に関し必要な事項を定めることにより、その紛争の調整等を図り、もって良好な近隣関係を保持し、併せて地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この条例で使用する用語の意義は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。

２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）住居系地域　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条第３項に規定する市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）並びに同法第８条第１項第１号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち、第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域（建築物の容積率が１０分の２０と定められた区域に限る。）及び準工業地域をいう。

（２）非住居系地域　用途地域のうち、近隣商業地域（建築物の容積率が１０分の２０と定められた区域を除く。）、商業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

（３）中高層建築物　次に掲げる建築物をいう。

ア　住居系地域内の建築物（建築物の敷地の一部が住居系地域内にある建築物を含む。）で、建築しようとする建築物の部分の高さ（最も低い地盤面からの高さによる。ただし、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合においては、それぞれ（ア）又は（イ）に定めるところによる。イにおいて同じ。）が１０メートルを超えるもの

（ア）　階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内の場合においては、その部分の高さは、１２メートルまでは、当該建築物の部分の高さに算入しない。

（イ）　棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の部分の高さに算入しない。

イ　非住居系地域内の建築物（建築物の敷地の一部が住居系地域内にある建築物を除く。）で、建築しようとする建築物の部分の高さが１５メートルを超えるもの

（４）紛争　次に掲げる紛争をいう。

ア　中高層建築物の建築に伴って生ずる日照、通風又は採光の阻害、電波受信障害等が近隣関係住民の日常生活に及ぼす影響に関する建築主又は当該建築に係る工事の請負人と近隣関係住民との間の紛争

イ　川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成１５年川崎市条例第２９号。以下「総合

調整条例」という。）第２条第４号に規定する対象事業（総合調整条例第３条第１項各号に該当するものを除く。以下「総合調整条例対象事業」という。）のうち都市計画法第４条第１２項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）に該当するものにおける敷地の形状又は新たに設置することとなる同条第１４項に規定する公共施設、廃棄物の保管施設等の位置若しくは形状に関する開発行為を行う者と総合調整条例第２条第１０号に規定する近隣関係住民（以下「総合調整条例近隣関係住民」という。）との間の紛争

ウ　中高層建築物の建築又は総合調整条例対象事業に伴って生ずる工事中の騒音、振動等が近隣関係住民又は総合調整条例近隣関係住民（以下「近隣関係住民等」という。）の日常生活に及ぼす影響に関する事業実施者（中高層建築物の建築若しくは総合調整条例対象事業を行う者又はそれらの行為に係る工事の請負人をいう。）と近隣関係住民等との間の紛争

（５）隣接住民　次に掲げる者をいう。

ア　土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し若しくは占有する者（以下「土地所有者等」という。）で、その土地又は建築物の敷地の全部又は一部が中高層建築物の敷地境界線からの水平距離で１０メートル以内にあるもの

イ　土地又は敷地の全部又は一部が住居系地域内にある土地所有者等で、その土地又は建築物の敷地の全部又は一部が中高層建築物の敷地境界線からの水平距離で当該中高層建築物の高さ（政令第２条第１項第６号による高さをいう。以下同じ。）の２倍以内にあり、かつ、冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間において当該中高層建築物の日影が平均地盤面（当該中高層建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。）に及ぶ範囲内にあるもの

（６）周辺住民　次に掲げる者をいう。ただし、隣接住民を除く。

ア　土地所有者等で、その土地又は建築物の敷地の全部又は一部が中高層建築物の敷地境界線からの水平距離で当該中高層建築物の高さの２倍以内にあるもの

イ　中高層建築物によりテレビジョン放送の電波の著しい受信障害（以下「テレビ電波受信障害」という。）が生ずると予測される者又は生じた者

（７）近隣関係住民　隣接住民及び周辺住民をいう。

（適用除外）

第３条　法第８５条に規定する仮設建築物を建築しようとするときは、この条例の規定は、適用しない。

２　前項に定める場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、第９条から第１１条までの規定は、適用しない。ただし、前条第２項第６号イに掲げる者から説明の申出があったときは、第１０条第２項及び第１１条第３項の規定を準用する。

（１）中高層建築物の建築が総合調整条例対象事業に該当するとき。

（２）開発行為である総合調整条例対象事業において中高層建築物の建築が総合調整条例第２条第６号に規定する対象事業区域内で予定され、かつ、当該中高層建築物の敷地の面積が５００平方メートル未満である場合であって、当該中高層建築物に関する事項について総合調整条例第１３条及び第１４条に定める手続が行われたとき。

３　前２項に定める場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、第１０条及び第１１条の規定は、適用しない。ただし、第２号から第４号までに規定する場合において、近隣関係住民から説明の申出があったときは、第１０条第２項及び第１１条第３項の規定を準用する。

（１）中高層建築物の建築が環境影響評価法（平成９年法律第８１号）第２条第４項に規定する対象事業又は川崎市環境影響評価に関する条例（平成１１年川崎市条例第４８号）第２条第２号に規定する指定開発行

為に該当するとき。

（２）工業専用地域内に中高層建築物を建築しようとするとき。

（３）都市計画法第８条第１項第９号に規定する臨港地区内に中高層建築物を建築しようとするとき。

（４）市街化調整区域内の公有水面埋立法（大正１０年法律第５７号）第２２条第２項の規定によるしゅん功認可の告示のあった埋立地の区域内に中高層建築物を建築しようとするとき。

（市長の責務）

第４条　市長は、紛争を未然に防止するよう努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整するよう努めなければならない。

（建築主等の責務）

第５条　事業実施者及び建築物の建築又は開発行為に係る設計をする者は、紛争を未然に防止するため、建築物の建築又は開発行為に係る計画及び工事の実施に当たっては、近隣関係住民等の日常生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。

（自主的解決）

第６条　事業実施者及び近隣関係住民等は、紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

（計画上の配慮事項）

第７条　建築主、設計者及び工事施工者（以下「建築主等」という。）は、中高層建築物の規模及び地域の特性に応じ、次に掲げる事項に配慮して、当該中高層建築物の建築に係る計画を策定するよう努めなければならない。

（１）近隣関係住民の住居の日照、通風及び採光に及ぼす影響に関する事項

（２）敷地に隣接する道路の交通の安全に関する事項

（３）工事により発生する騒音及び振動に関する事項

（４）前３号に掲げるもののほか、近隣関係住民の日常生活に影響を与えると予測される事項

（テレビ電波受信障害対策）

第８条　建築主等は、中高層建築物の建築により、テレビ電波受信障害が生ずると予測される場合又は生じた場合は、共同受信設備の設置その他受信障害の解消に必要な措置を採らなければならない。

（標識の設置等）

第９条　建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、近隣関係住民に対し、当該建築に係る計画の周知を図るため、当該中高層建築物の敷地内の見やすい場所に規則の定めるところにより、第１１条第２項の報告をしようとする日の１４日前（第３条第３項第１号の規定に該当する中高層建築物（同項第２号から第４号までの規定に該当するものを除く。）にあっては環境影響評価法第６条第１項の規定により市長に送付する日の前又は川崎市環境影響評価に関する条例第９条第１項の規定により市長に届け出る日の前、第３条第３項第２号から第４号までの規定に該当する中高層建築物にあっては法第６条第１項若しくは第６条の２第１項に規定する確認の申請又は法第１８条第２項若しくは第４項の規定による計画の通知をしようとする日の前）までに標識を設置しなければならない。

２　建築主は、前項の規定により設置された標識を法第７条第１項に規定する申請を行った日、法第７条の２第３項に規定する書面の交付を受けた日、法第１８条第２０項に規定する通知を行った日又は同条第２４項に規定する書面の交付を受けた日（以下これらを「建築工事の完了時」という。）まで設置しておかなければならない。

３　建築主は、第１項の規定により標識を設置したときは、規則の定めるところにより、関係図書を添えて速

やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（計画等の説明）

第１０条　建築主等は、中高層建築物を建築しようとするときは、規則で定める当該建築に係る計画及び工事の概要等について、隣接住民に対し、説明しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合については、この限りでない。

２　建築主等は、周辺住民からの申出があったときは、規則で定める当該建築に係る計画及び工事の概要等について、当該申出人に対し、説明しなければならない。

（報告等）

第１１条　建築主は、前条第１項に規定する説明を終了したときは、速やかに当該説明の内容を市長に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告をしようとするときは、法第６条第１項若しくは第６条の２第１項に規定する確認の申請又は法第１８条第２項若しくは第４項の規定による計画の通知をしようとする日の２１日前までに報告しなければならない。

３　市長は、必要があると認めたときは、建築主に対し、前条第２項の規定により行った説明の内容について報告を求めることができる。

４　市長は、第１項の規定による報告を受けたときは、その内容について審査し、その結果を規則の定めるところにより２１日以内に建築主に通知するものとする。

５　市長は、前項の場合において、相当な理由があるときは、建築主に補正を求めることができる。

（あっせん）

第１２条　市長は、事業実施者と近隣関係住民等（以下「紛争当事者」という。）の間で紛争が生じた場合において、紛争の解決に至らず、双方から紛争の調整の申出があったときは、あっせんを行う。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、紛争当事者の一方から紛争の調整の申出があった場合において、相当な理由があると認めるときは、あっせんを行う。

３　前２項の申出は、当該紛争に係る工事の着手前に行わなければならない。ただし、紛争のうち第２条第２項第４号ウに掲げるものその他市長が必要と認めるものについては建築工事の完了時又は都市計画法第３６条第１項の規定による届出のあった日までに、テレビ電波受信障害に係る紛争については建築工事の完了時から１年以内までに申出を行うことができる。

４　市長は、あっせんのため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し、意見を聴くため出席を求め、及び必要な資料の提出を求めることができる。

５　紛争当事者は、前項に規定する出席及び必要な資料の提出を求められたときは、その求めに応じなければならない。

６　市長は、紛争当事者が第４項に規定する出席及び必要な資料の提出に応じないときは、その者に対し、出席及び必要な資料の提出に応ずるよう勧告することができる。

７　市長は、あっせんを行う場合において、紛争当事者の主張の要点を確かめ、紛争が公正に解決されるよう努めなければならない。

（あっせんの打切り）

第１３条　市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

（調停の申出等）

第１４条　市長は、紛争当事者の双方から調停の申出があった場合において、必要があると認めたときは、川

崎市建築等紛争調停委員会（以下「調停委員会」という。）に調停を付することができる。

２　市長は、紛争当事者の一方から調停の申出があった場合において、相当な理由があると認めるときは、他の紛争当事者に対し、相当の期限を定めて調停に付することを受諾するよう勧告するものとする。

３　前項に規定する勧告を受けた紛争当事者は、受諾することができない正当な理由があると市長が認めた場合を除き、これに応じなければならない。

４　市長は、他の紛争当事者が第２項に規定する勧告を受諾したときは、調停委員会に調停を付さなければならない。

５　第１２条第３項の規定は、第１項及び第２項に規定する調停の申出について準用する。

（調停勧告の打切り）

第１５条　市長は、前条第２項の規定による勧告が行われた場合において、同項の期限内に他の紛争当事者から正当と認められる理由により受諾しない旨の申出がなされたときは、調停の勧告を打ち切ることができる。

（調停の手続）

第１６条　調停は、調停委員会小委員会（以下「小委員会」という。）により行う。

２　小委員会は、調停のため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し、意見を聴くため出席を求め、及び必要な資料の提出を求めることができる。

３　小委員会は、必要に応じ、調停案を作成し、紛争当事者に対し、相当の期限を定めてその受諾を勧告することができる。

４　小委員会は、紛争当事者間に合意が成立する見込みがないと認めたときは、調停を打ち切ることができる。

５　第３項の規定による勧告が行われた場合において、同項の期限内に紛争当事者の双方から受諾する旨の申出がないときは、当該調停は打ち切られたものとみなす。

６　小委員会は、調停が終了したときは、その結果を調停委員会に報告しなければならない。

７　調停委員会は、前項の報告を受けたときは、その旨を同項の結果を添えて市長に報告しなければならない。

（あっせん及び調停の非公開）

第１７条　あっせん及び調停の手続は、公開しない。

（工事着手の延期等の要請）

第１８条　市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、その理由を付して、建築主又は開発行為を行う者に対し、相当の期限を定めて工事の着手の延期又は工事の停止を要請することができる。

（調停委員会）

第１９条　中高層建築物の建築及び総合調整条例対象事業に係る紛争の調停等を行うため、調停委員会を置く。

２　調停委員会は、市長の付託に応じ紛争の調停を行うとともに、市長の諮問に応じ紛争の予防及び調整に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

３　調停委員会は、法律、建築、都市計画、行政等の分野に関し優れた知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する委員９人以内をもって組織する。

４　委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

５　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

６　調停委員会に付託された調停を行うため、調停委員会に３人以上の委員で構成する小委員会を設置する。

７　調停について小委員会の行った調停案の作成、勧告その他の行為は、調停委員会の調停案の作成、勧告その他の行為とみなす。

８　前各項に定めるもののほか、調停委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（中高層建築物に関する台帳の作成及び縦覧）

第２０条　市長は、第９条第３項の規定による届出並びに第１１条第１項及び第３項の規定による報告に基づき台帳を作成し、規則で定めるところにより、当該台帳を一般の縦覧に供するものとする。

（措置命令）

第２１条　市長は、第９条第１項に規定する標識を設置しない者に対し、相当の期限を定めて標識を設置するよう命ずることができる。

２　市長は、第１１条第１項の規定に違反し報告を行わない者及び同条第３項の規定により求めた報告を行わない者に対し、相当の期限を定めて報告を行うよう命ずることができる。

（公表）

第２２条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表することができる。

（１）第１２条第６項の規定による勧告に正当な理由なく応じないとき。

（２）第１４条第２項の規定による勧告に正当な理由なく応じないとき。

（３）第１８条の規定による要請に正当な理由なく応じないとき。

２　市長は、前条第１項又は第２項の規定による命令を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

３　市長は、前２項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（委任）

第２３条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第２条第２項第１号の規定の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成４年法律第８２号）附則第３条に規定する告示の日までの間は、同号中「第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域」とあるのは「第１種住居専用地域」と、「第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域」とあるのは「第２種住居専用地域」と、「第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域」とあるのは「住居地域」とする。

附　則（平成１１年３月１９日条例第２０号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成１１年５月１日から施行する。

附　則（平成１２年１０月２日条例第５２号）

この条例は、平成１２年１２月１日から施行する。

附　則（平成１３年１０月５日条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年７月４日条例第３０号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第６項の規定は、公布の日から施行する。（平成１５年１１月２８日規則第１２１号で平成１６年１月１日から施行）

（経過措置）

２　改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定は、次の各号のいずれかに該当する中高層建築物（新条例第２条第２項第３号に規定する中高層建築物をいう。以下同じ。）については、適用しない。

（１）新条例第２条第２項第３号の規定により新たに中高層建築物となる建築物であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項若しくは第６条の２第１項に規定する確認の申請又は同法第１８条第２項に規定する計画の通知が行われたもの

（２）施行日前に環境影響評価法（平成９年法律第８１号）第７条又は川崎市環境影響評価に関する条例（平成１１年川崎市条例第４８号）第１１条若しくは第１９条の規定による公告（これらの規定に準じて行われる公告を含む。）が行われた中高層建築物

３　施行日以前に環境影響評価法第６条第１項の規定による市長に対する送付又は川崎市環境影響評価に関する条例第９条第１項の規定による届出が行われた中高層建築物（新条例第３条第３項第２号又は第３号の規定に該当するものを除く。）に係る新条例第９条第１項の規定の適用については、同項中「第１１条第２項の報告をしようとする日の１４日前（第３条第３項第１号の規定に該当する中高層建築物（同項第２号又は第３号の規定に該当するものを除く。）にあっては環境影響評価法第６条第１項の規定により市長に送付する日の前又は川崎市環境影響評価に関する条例第９条第１項の規定により市長に届け出る日の前、第３条第３項第２号又は第３号の規定に該当する中高層建築物にあっては法第６条第１項若しくは第６条の２第１項に規定する確認の申請又は法第１８条第２項に規定する計画の通知をしようとする日の前）までに」とあるのは、「川崎市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例（平成１５年川崎市条例第３０号）の施行の日以後速やかに」とする。

４　川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成１５年川崎市条例第２９号。以下「総合調整条例」という。）第２条第４号に規定する対象事業（中高層建築物の建築を除く。）に係る新条例の規定は、総合調整条例第１０条第１項の規定による提出があったものから適用する。

５　新条例第３条第２項、第９条第１項並びに第１１条第２項及び第４項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の条例（以下「旧条例」という。）第８条第１項の規定により設置された標識に係る中高層建築物についての新条例第９条から第１１条までの規定の適用については、なお従前の例による。

６　施行日の前日において川崎市建築紛争調停委員会の委員である者の任期は、旧条例第１８条第４項の規定にかかわらず、その日に満了する。

７　新条例第２０条の規定は、施行日以後に新条例第９条第１項の規定により設置された標識に係る中高層建築物の建築から適用する。

附　則（平成１６年３月２４日条例第１４号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成１６年７月１日から施行する。

（経過措置）

３　第３条の規定による改正後の川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例（以下「新中高層条例」という。）の規定は、次の各号のいずれかに該当する中高層建築物（新中高層条例第２条第２項第３号に規定する中高層建築物をいう。以下同じ。）については、適用しない。

（１）市街化調整区域（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条第３項に規定する市街化調整区域をいう。）内に建築しようとする中高層建築物（以下「新中高層建築物」という。）であって、施行日前に環境影響評価法（平成９年法律第８１号）第６条第１項の規定による市長に対する送付又は川崎市環境影響評価に関する条例（平成１１年川崎市条例第４８号）第９条第１項の規定による届出が行われたもの

（２）新中高層建築物であって、施行日前に建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項若しくは第６条の２第１項に規定する確認の申請又は同法第１８条第２項に規定する計画の通知が行われたもの

４　施行日に環境影響評価法第６条第１項の規定による市長に対する送付又は川崎市環境影響評価に関する条例第９条第１項の規定による届出が行われる新中高層建築物（新中高層条例第３条第３項第４号の規定に該当するものを除く。）及び建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項に規定する確認の申請又は同法第１８条第２項に規定する計画の通知が行われる新中高層建築物（新中高層条例第３条第３項第４号の規定に該当するものに限る。）に係る新中高層条例第９条第１項の規定の適用については、同項中「第１１条第２項の報告をしようとする日の１４日前（第３条第３項第１号の規定に該当する中高層建築物（同項第２号から第４号までの規定に該当するものを除く。）にあっては環境影響評価法第６条第１項の規定により市長に送付する日の前又は川崎市環境影響評価に関する条例第９条第１項の規定により市長に届け出る日の前、第３条第３項第２号から第４号までの規定に該当する中高層建築物にあっては法第６条第１項若しくは第６条の２第１項に規定する確認の申請又は法第１８条第２項に規定する計画の通知をしようとする日の前）までに」とあるのは、「川崎市建築基準条例等の一部を改正する条例（平成１６年川崎市条例第１４号）の施行の日以後速やかに」とする。

附　則（平成３０年３月２０日条例第１９号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１２月２６日条例第７７号）

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例施行規則

（平成　８年　３月１５日　規　則　第　１０　号）

最近改正　平成１９年３月３０日規則第４９号

（趣　旨）

第１条　この規則は、川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例（平成７年川崎市条例第４８号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用　語）

第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（テレビ電波受信障害対策の報告）

第３条　市長は、条例第８条の規定により建築主等が共同受信設備の設置その他受信障害の解消に必要な措置を採った場合は、当該建築主等に書面による報告を求めることができる。

（標識の様式）

第４条　条例第９条第１項に規定する標識（以下「標識」という。）は、第１号様式によるものとする。

（標識の設置場所等）

第５条　建築主は、標識を当該中高層建築物の敷地が道路に接する部分（敷地が２以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）で見やすい場所に設置しなければならない。

２　建築主は、標識を風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しないように設置するとともに、記載事項がその期間中不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

（標識設置の届出等）

第６条　条例第９条第３項に規定する届出は、標識設置届（第２号様式）により行い、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（１）別表の１の項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、２面以上の立面図及び２面以上の断面図、同表の２の項に規定する日影図（川崎市建築基準条例（昭和３５年川崎市条例第２０号）第７条の規定による建築物の高さを規制される区域（以下「日影規制区域」という。）に係るものに限る。以下同じ）並びに同表の３の項に規定する近隣現況図

（２）敷地及びその付近の写真

（３）標識の設置の状況及び記載内容が分かる写真

（４）標識を設置した場所が明示された図面

（５）テレビジョン放送の電波の受信障害の調査に関し専門的知識を有する者が作成したテレビジョン放送の電波の受信障害に関する調査報告書（以下「受信障害調査報告書」という。）

２　中高層建築物の建築が川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成１５年川崎市条例第２９

号）第２条第４号に規定する対象事業に該当する場合にあっては、同条例第１２条の規定により事業概要書を提出するときに、受信障害調査報告書を市長に提出するものとする。

３　第１項第５号及び前項の規定にかかわらず、中高層建築物の周囲の状況からテレビジョン放送の電波の受信障害の調査の必要がないと市長が認めたときは、受信障害調査報告書を添付し、又は提出することを要しない。

（計画等の説明等）

第７条　条例第１０条第１項及び第２項（条例第３条第３項ただし書において準用する場合を含み、条例第２条第２項第６号アに該当する周辺住民に説明する場合に限る。）に規定する当該建築に係る計画及び工事の概要等とは、次に掲げるものとする。

（１）中高層建築物の敷地の形態及び規模

（２）中高層建築物の構造、規模及び用途

（３）中高層建築物の敷地内における位置及び周辺の建築物の位置

（４）中高層建築物の工事期間、工法及び周辺への安全対策の概要

（５）中高層建築物により生ずる日影の影響（日影規制区域に係るものに限る。）

（６）中高層建築物により生ずるテレビジョン放送の電波受信障害の対策

（７）中高層建築物の建築に伴って生ずる近隣関係住民の日常生活に及ぼす影響

（８）条例第７条の規定により配慮した事項

２　条例第１０条第１項及び第２項（条例第３条第３項ただし書において準用する場合を含み、条例第２条第２項第６号アに該当する周辺住民に説明する場合に限る。）に規定する説明に際しては、次に掲げる図書を示さなければならない。

（１）別表の１の項に規定する配置図、各階平面図及び２面以上の立面図。ただし、各階平面図にあっては、前項各号に掲げる事項の説明に支障がないときは、明示すべき事項のうち間取りを省略することができる。

（２）別表の２の項に規定する日影図及び同表の３の項に規定する近隣現況図

３　条例第２条第２項第６号アに該当しない周辺住民に説明する場合にあっては、条例第１０条第２項（条例第３条第２項ただし書及び第３項ただし書において準用する場合を含む。）に規定する当該建築に係る計画及び工事の概要等とは、第１項第１号から第３号まで及び第６号に掲げるものとする。

４　条例第２条第２項第６号アに該当しない周辺住民に対する条例第１０条第２項（条例第３条第２項ただし書及び第３項ただし書において準用する場合を含む。）に規定する説明に際しては、第２項第１号の図書及び受信障害調査報告書（前条第３項の規定により添付しない場合又は提出しない場合を除く。）を示さなければならない。

（報　告）

第８条　条例第１１条第１項に規定する報告又は同条第３項（条例第３条第２項ただし書及び第３項ただし書において準用する場合を含む。）の規定により求める報告は、近隣関係住民説明等報告書（第３号様式）により行い、市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

２　条例第１１条第４項に規定する通知は、審査終了通知書（第４号様式）により行うものとする。

３　条例第１１条第５項の規定により補正を求めるときは、補正通知書（第５号様式）により通知するものとする。

（建築計画の変更）

第９条　建築主は、条例第３条第１項に定める場合及び同条第２項に定める場合（条例第２条第２項第６号イに掲げる者から説明の申出がないときに限る。）を除き、中高層建築物の建築計画について、次の各号のいずれかに掲げる変更をしたときは、速やかに建築計画変更届（第６号様式）により市長に届け出なければならない。この場合において、第６条及び前条の規定により提出した添付図書の記載に変更があるときは、その添付図書のうち変更に係る図書を提出しなければならない。

（１）敷地面積、建築面積、延べ面積又は高さの軽微な変更で、市長が認めたもの

（２）近隣関係住民の日常生活が改善されると市長が認めた変更

（３）建築主若しくはその代理者、設計者又は工事施工者の氏名又は住所の変更

２　前項第１号又は第２号に掲げる変更をしたときは、条例第１０条第１項又は第２項（条例第３条第２項ただし書及び第３項ただし書において準用する場合を含む。）に規定する説明を行った近隣関係住民に対して、その変更した事項を説明しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

３　第１項各号に掲げる変更をしたときは、速やかに標識の当該記載事項を訂正しなければならない。

（建築計画の中止）

第１０条　建築主は、標識を設置した後、中高層建築物の建築計画を取りやめようとするときは、建築計画中止届（第７号様式）により市長に届け出なければならない。

（紛争の調整の申出）

第１１条　条例第１２条第１項又は第２項に規定する紛争の調整の申出は、紛争調整（あっせん）申出書（第８号様式）により行わなければならない。

（あっせんの開始等）

第１２条　条例第１２条第１項又は第２項の規定によりあっせんを行うときは、あっせん開始通知書（第９号様式）により紛争当事者（同条第１項に規定する紛争当事者をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

２　条例第１２条第２項の規定により申出があった場合において、その申出が相当な理由があると認められないときは、当該申出をした紛争当事者に書面によりあっせんを行わない旨を通知するものとする。

３　市長は、過去において条例第１２条第１項若しくは第２項の規定により紛争の調整の申出を行った者又は条例第１４条第１項若しくは第２項の規定により調停の申出を行った者から、それらの申出に係る調整事項と同一と認められる事項について条例第１２条第２項の規定による紛争の調整の申出があった場合は、あっせんを行わない。ただし、過去において条例第１４条第２項の規定により調停の申出を行った場合で、他の紛争当事者が正当な理由なく同項の規定による勧告を受諾しなかったことにより調停に付すことができなかったときは、この限りでない。

４　紛争の調整の申出が、条例第１２条第３項に規定する期間経過後に行われたときは、当該申出をした紛争当事者に書面によりその旨を通知するものとする。

５　条例第１２条第３項ただし書（条例第１４条第５項において準用する場合を含む。）に規定するその他市長が必要と認める紛争は、紛争の調整事項となっている部分の工事が着手前であるものに限るものとする。

（あっせんの出席等の求め）

第１３条　条例第１２条第４項の規定により紛争当事者の出席を求め、又は資料の提出を求めるときは、あっせん出席等要請書（第１０号様式）により紛争当事者に通知するものとする。

（あっせんの出席等の勧告）

第１４条　条例第１２条第６項の規定により紛争当事者の出席を求め、又は資料の提出に応ずるよう勧告するときは、あっせん出席等勧告書（第１１号様式）によりその者に通知するものとする。

２　前項に規定するあっせん出席等勧告書により通知を受けた紛争当事者は、あっせん出席等勧告回答書（第１２号様式）を市長に提出しなければならない。

（あっせんの関係者の出席等）

第１５条　市長は、あっせんのため、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（あっせんの打切り）

第１６条　条例第１２条第６項の規定によるあっせんの出席等の勧告が行われた場合において、条例第２２条第１項の規定により市長が公表したときは、あっせんを打ち切るものとする。

２　条例第１３条の規定によりあっせんを打ち切るとき（前項の規定により打ち切るときを含む。）は、あっせん打切通知書（第１３号様式）により紛争当事者に通知するものとする。

（調停の申出）

第１７条　条例第１４条第１項又は第２項に規定する調停の申出は、調停申出書（第１４号様式）により行わなければならない。

（調停の開始等）

第１８条　条例第１４条第１項の規定により調停を行うときは、調停開始通知書（第１５号様式）により紛争当事者に通知するものとする。

２　条例第１４条第２項の規定により申出があった場合において、その申出が相当な理由があると認められないときは、当該申出をした紛争当事者に書面により調停に付さない旨を通知するものとする。

３　第１２条第４項の規定は、調停の申出について準用する。

（調停の受諾の勧告等）

第１９条　条例第１４条第２項に規定する調停の勧告は、調停受諾勧告書（第１６号様式）により他の紛争当事者に通知するものとする。

２　市長は、条例第１２条第２項の規定により紛争当事者の一方から紛争の調整の申出があった場合において、他の紛争当事者から条例第１４条第２項の規定により調停の申出があったときは、第１２条第２項の規定によりあっせんを行わない旨の通知をし、あっせんにより紛争が解決し、又は第１６条第２項の規定によりあっせん打切通知書による通知をするまでの間は、条例第１４条第２項の規定による勧告を行わない。

３　市長は、過去において条例第１４条第１項又は第２項の規定により調停の申出を行った者から、当該申出に係る調整事項と同一と認められる事項について同項の規定による調停の申出があった場合は、同項の規定による勧告を行わない。

４　第１項に規定する調停受諾勧告書により通知を受けた紛争当事者は、調停受諾勧告回答書（第１７号様式）を市長に提出しなければならない。

５　前項に規定する調停受諾勧告回答書により合意する旨の回答があったときは、調停開始通知書により紛争当事者に通知するものとする。

（調停勧告の打切り）

第２０条　条例第１４条第２項の規定による調停の勧告が行われた場合において、条例第２２条第１項の規定

により市長が公表したときは、当該勧告を打ち切るものとする。

２　条例第１５条又は前項の規定により調停の勧告を打ち切るときは、調停勧告打切通知書（第１８号様式）により調停の申出をした者に通知するものとする。

（調停の出席等の求め）

第２１条　川崎市建築等紛争調停委員会小委員会（以下「小委員会」という。）は、条例第１６条第２項の規定により紛争当事者の出席を求め、又は資料の提出を求めたときは、調停出席等要請書（第１９号様式）によりその者に通知するものとする。

（調停案の受諾の勧告等）

第２２条　小委員会は、条例第１６条第３項の規定により紛争当事者に対し調停案の受諾を勧告するときは、調停案受諾勧告書（第２０号様式）によりその者に通知するものとする。

２　前項に規定する調停案受諾勧告書による通知を受けた紛争当事者は、調停案を受諾するか否かについて調停案受諾勧告に対する回答書（第２１号様式）を小委員会に提出しなければならない。

（調停の打切り等）

第２３条　小委員会は、条例第１６条第４項の規定により調停を打ち切るとき、又は同条第５項の規定により調停が打ち切られたものとみなされるときは、調停打切通知書（第２２号様式）により紛争当事者に通知するものとする。

（あっせん又は調停の出席者等）

第２４条　あっせん又は調停に出席することのできる者は、紛争当事者とする。ただし、市長が相当と認めた紛争当事者の代理人については、この限りでない。

２　市長は、あっせん又は調停の手続きのため必要があると認めるときは、あっせん又は調停に出席できる者として紛争当事者の中から１人又は数人の代表者を選定するよう求めることができる。

３　紛争当事者は、前項の代表者を選定したときは、代表者選定届（第２３号様式）により市長に届け出なければならない。

（工事着手の延期等の要請）

第２５条　条例第１８条の規定により工事着手の延期又は工事の停止を要請するときは、工事着手延期等要請書（第２４号様式）により建築主又は開発行為を行う者に通知するものとする。

（調停委員会の会長）

第２６条　川崎市建築等紛争調停委員会（以下「調停委員会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、調停委員会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

（会　議）

第２７条　調停委員会は、会長が招集し、その議長となる。

２　調停委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　調停委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　調停委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（小委員会）

第２８条　小委員会の委員は、調停委員会の委員から会長が指名する。

２　小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。

３　小委員会は、委員の過半数の出席により調停を行う。

４　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

５　委員長は、小委員会の会務を掌理し、当該小委員会の会議の経過及び結果を調停委員会に報告するものとする。

６　小委員会の議事は、委員の合意によるものとする。

７　前条第４項の規定は、小委員会について準用する。

（幹　事）

第２９条　調停委員会に幹事若干人を置く。

２　幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

３　幹事は、調停委員会の所掌事務について委員を補佐する。

（庶　務）

第３０条　調停委員会の庶務は、まちづくり局において処理する。

（会長への委任）

第３１条　第２６条から前条までに定めるもののほか、調停委員会の運営について必要な事項は、会長が調停委員会に諮って定める。

（台帳の縦覧等）

第３２条　条例第２０条の台帳は、まちづくり局又は対象となる中高層建築物の存する区の区役所に設ける縦覧場所（以下「縦覧所」という。）において、当該台帳又はその写し（以下「台帳等」という。）をもって縦覧に供するものとする。

２　縦覧所の休日は、川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第１６号）第１条第１項に規定する市の休日とする。

３　台帳等の縦覧時間は、午前８時３０分から午後５時までとする。

４　前２項の規定にかかわらず、市長は、台帳等の整理その他必要がある場合は、臨時に縦覧を行わない日を設け、又は縦覧を行う時間を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめその旨を縦覧所に掲示するものとする。

５　台帳等を縦覧する者は、当該台帳等を汚損し、又は破損してはならない。

（措置命令）

第３３条　条例第２１条第１項又は第２項の規定により措置命令をするときは、措置命令書（第２５号様式）により通知するものとする。

（公　表）

第３４条　条例第２２条第１項及び第２項の規定による公表は、公告等の方法で行う。

２　条例第２２条第３項に規定する通知は、公表通知書（第２６号様式）により行うものとする。

（委　任）

第３５条　この規則の施行について必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附　則

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年３月３１日規則第１１号）　抄

（施行期日）

１　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年３月３１日規則第４５号）

この規則は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年３月３１日規則第６８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１２年１２月２８日規則第１４１号）　抄

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年１１月２８日規則第１２２号）

（施行期日）

１　この規則は、平成１６年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の規則第１号様式の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に設置される標識について適用し、施行日前に設置された標識については、なお従前の例による。

附　則（平成１６年３月３１日規則第３５号）

この規則は、平成１６年７月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月３１日規則第２８号）

（施行期日）

１　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附　則（平成１９年３月３０日規則第４９号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

別表

図書の種類		明示すべき事項
1	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築しようとする建築物と他の建築物との別、駐車施設、廃棄物の保管施設及び擁壁の位置、門及び塀の位置及び仕様、土地の高低並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
	２面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び仕様、バルコニーその他これに類するものの周囲に設けられる手すり壁等の仕様並びに階段室、昇降機塔、装飾塔等の位置
	２面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ
2	日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、擁壁の位置、土地の高低、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第５６条の２第１項の水平面（以下「水平面」という。）上の敷地境界線から水平距離が５メートル及び１０メートルの線並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前８時から１時間ごとに午後４時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状又は日影の等時間日影線
3	近隣現況図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築しようとする建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地境界線から１０メートル及び建築しようとする建築物の高さの２倍の水平距離の線、敷地境界線から水平距離で当該建築物の高さの２倍以内にある近隣関係住民の建築物の位置、隣接住民の氏名並びに当該建築物が冬至日の真太陽時による午前８時から１時間ごとに午後４時までの各時刻に平均地盤面に生じさせる日影の形状

第１号様式（規則第４条関係）

建　築　計　画　の　お　知　ら　せ

建築物の名称					
敷地の地名地番					
敷地	用途地域	地域	高度地区	地区	
	指定建ぺい率	%	指定容積率	%	
建築物等の概要	用途	（ワンルーム）	住戸数	（　）戸	
	工事の種別	新築・増築・改築・移転	構造		
	敷地面積	㎡	階数	地上　階・地下　階	
	建築面積	計画部分　㎡	既存部分　㎡	合計　㎡	
	延べ面積	計画部分　㎡	既存部分　㎡	合計　㎡	
	高さ	計画部分　m	既存部分　m	合計　m	
	着工予定	年　月　日	完了予定	年　月　日	
建築主	住所				
	氏名				
設計者	住所				
	氏名				
工事施工者	住所				
	氏名				
標識設置年月日		年　月　日			
近隣関係住民説明等報告書提出年月日		年　月　日			

・この標識は、川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第９条第１項の規定により設置したものです。

・この建築計画又は工事について同条例に基づく説明を求められる方は、次の連絡先に申し出てください。

建築計画に関する連絡先　　電話　（　　）

工事に関する連絡先　　電話　（　　）

備考　１　規格は、縦１２０センチメートル以上、横９０センチメートル以上とする。

２　当該建築物の敷地が市街化調整区域内の場合には、用途地域の欄は、「用途地域」及び「地域」の文字を抹消し、「市街化調整区域」と記載する。

３　近隣関係住民説明等報告書提出年月日の欄には、近隣関係住民説明等報告書の提出後速やかに提出年月日を記載する。

第２号様式（規則第６条関係）　　（第１面）

担　当	担当課長	担当課長	課　長

標　識　設　置　届

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

建　築　主　　住　所
氏　名
電　話　　（　　）
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第９条第３項の規定により建築予定地に標識を設置したので、次のとおり届け出ます。

※ 標識受付番号		
標識設置年月日		年　　月　　日
建築物の名称		
敷地の地名地番		
建築主の代理者	住　所	
	氏　名	電話　　（　　）
	担当者	
設計者	住　所	
	氏　名	電話　　（　　）
工事施工者	住　所	
	氏　名	電話　　（　　）

（注）１　※印のある欄は、記入しないでください。

（第２面）

敷地	用途地域	地域		高度地区	地区	
	指定建ぺい率	％		指定容積率	％	
建築物等の概要		計画部分	既存部分	合計	その他	
	敷地面積	―――	―――	㎡	建ぺい率	％
	建築面積	㎡	㎡	㎡	容積率	％
	延べ面積	㎡	㎡	㎡	構造	
	容積率対象延べ面積	㎡	㎡	㎡		
	高さ	m	m	m	階数	階建
	用途	（ワンルーム）			住戸数	（　）戸

添付図書	1	付近見取図	枚	7	近隣現況図	枚
	2	配置図	枚	8	敷地及びその付近写真	枚
	3	各階平面図	枚	9	標識設置の写真	枚
	4	２面以上の立面図	枚	10	標識設置場所の図面	枚
	5	２面以上の断面図	枚	11	電波障害の調査報告書	枚
	6	日影図	枚			

許可申請の有無	１　建築許可　２　開発許可　３　その他（　　）		
着工予定年月日	年　月　日	完成予定年月日	年　月　日

※ 備　考

（注）１　※印のある欄は、記入しないでください。

２　当該建築物の敷地が市街化調整区域内の場合には、用途地域の欄は、「用途地域」及び「地域」の文字を抹消し、「市街化調整区域」と記入してください。

３　容積率対象延べ面積の欄には、当該建築物の容積率の算定の基礎となる各階の床面積の合計を記入してください。

第３号様式（規則第８条第１項関係）　　（第１面）

担　当	担当課長	担当課長	課　長

近隣関係住民説明等報告書

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

建　築　主　　住　所
氏　名
電　話　　（　　）
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第１１条第　項の規定により、次のとおり報告します。

※報告書受付番号		
建築物の名称		
敷地の地名地番		
建築主の代理者	住　所	
	氏　名	電話　（　　）
	担当者	
設計者	住　所	
	氏　名	電話　（　　）
工事施工者	住　所	
	氏　名	電話　（　　）
※補正年月日	年　月　日　提出	
	年　月　日　提出	
	年　月　日　提出	

（注）１　※印のある欄は、記入しないでください。

(第１－２面)

敷地	用途地域	地域		高度地区	地区	
	指定建ぺい率	%		指定容積率	%	
建築物等の概要		計画部分	既存部分	合計	その他	
	敷地面積	―――	―――	㎡	建ぺい率	%
	建築面積	㎡	㎡	㎡	容積率	%
	延べ面積	㎡	㎡	㎡	構造	
	容積率対象延べ面積	㎡	㎡	㎡		
	高さ	m	m	m	階数	階建
	用途	(ワンルーム)			住戸数	(　)戸

添付図書					

許可申請の有無	1　建築許可　2　開発許可　3　その他（　　）		
着工予定年月日	年　月　日	完成予定年月日	年　月　日
※標識受付番号			
標識設置年月日	年　月　日		

※　備　考

(注) 1　※　印のある欄は、記入しないでください。

2　当該建築物の敷地が市街化調整区域内の場合には、用途地域の欄は、「用途地域」及び「地域」の文字を抹消し、「市街化調整区域」と記入してください。

3　容積率対象延べ面積の欄には、当該建築物の容積率の算定の基礎となる各階の床面積の合計を記入してください。

（第２面）

配　　慮　　状　　況

配　慮　事　項	配　　慮　　状　　況	※ 備　　考
（1）　近隣関係住民の住居の日照、通風及び採光に及ぼす影響に関する事項		
（2）　敷地に隣接する道路の交通の安全に関する事項		
（3）　工事により発生する騒音及び振動に関する事項		
（4）　その他近隣関係住民の日常生活に影響を与えると予測される事項		

（注）　※印のある欄は、記入しないでください。

（第３面）

近隣関係住民（隣接住民・周辺住民）説明状況

No.	住所・氏名	種	建築物等の用途	住民の意見	意見の回答	説明年月日	説明者氏名

（注）　種の欄は、Ａ：建築物の占有者（居住者等）　、　Ｂ：建築物の所有者　又は　Ｃ：土地の所有者のいずれかの種別記号を記入してください。

テレビジョン放送の電波受信障害の対策

措　置　事　項	措　　置　　状　　況	※　備　　考
⑴　受信障害予測		
⑵　対　　策		
⑶　維持管理方法		
⑷　そ　の　他		

（注）１　※印のある欄は、記入しないでください。

２　受信障害の対策完了後に改善状況報告書を提出してください。

規則第３条関係　　（第１面）

テレビジョン放送電波受信障害の改善状況報告書

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

建　築　主　住　所

氏　名

電　話　　（　　）

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第８条の規定により、必要な措置を採りましたので、次のとおり報告します。

※報告書受付番号		
建築物の名称		
敷地の地名地番		
建築主の代理者	住　所	
	氏　名	電話　　（　　）
	担当者	
設計者	住　所	
	氏　名	電話　　（　　）
工事施工者	住　所	
	氏　名	電話　　（　　）
標識受付番号 標識設置年月日	第　　号　　年　　月　　日　提出	
※　備　考		

（注）１　※印のある欄は、記入しないでください。

(第２面)

用途、階等	用途（　　）、階数（地上　　階）、高さ（　　m）		
対策方法	１　共同アンテナ	２　個別アンテナ	３　都市型ＣＡＴＶ
対策世帯	遮へい　　世帯	反射　　世帯	
対策完了年月	年　　月　（建築物完成　　年　　月）		
対策業者名	電話		
維持管理方法	１建築主が維持管理 ２受信者が維持管理 ３その他		
施設所有者	１建築主　２受信者　３共同　４その他		
協定書	１有　２無	組合結成	１有　２無
保守契約	１有　２無	組合規約	１有　２無
保守業者	１有　（業者名　　）　２無		
組合代表者	１有　（住所　　） （氏名　　電話　　）　２無		
故障発生時連絡窓口	１有　（住所　　） （氏名　　電話　　）　２無		
未改善	１改善しない理由	２改善検討中の理由	
対策の不要の理由			
添付書類	線路図（又は対策範囲を記入した住宅地図）・名簿		

第４号様式（規則第８条第２項関係）

川　第　号
年　月　日

審 査 終 了 通 知 書

建 築 主　住　所

氏　名　　様

川崎市長　　印

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第１１条第４項の規定による審査を終了しましたので、次のとおり通知します。

報　告　書	受　付　番　号	
	提 出 年 月 日	年　　月　　日
建　築　物　の　名　称		
敷　地　の　地　名　地　番		
標　　識	受　付　番　号	
設　置　届	提 出 年 月 日	年　　月　　日
補　　正	通 知 書 番 号	川　　第　　号
	完 了 年 月 日	年　　月　　日
審査結果通知欄		

（注）　補正欄については、補正通知書により補正を求めた場合に記入してあります。

第５号様式（規則第８条第３項関係）

川　第　号
年　月　日

補　正　通　知　書

建築主　住　所

氏　名　　様

川崎市長　　印

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第１１条第５項の規定により補正を求めます。

報告書	受付番号	
	提出年月日	年　　月　　日
建築物の名称		
敷地の地名地番		

補正事項

第６号様式（規則第９条第１項関係）

担　当	担当課長	担当課長	課　長

建　築　計　画　変　更　届

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

建　築　主　　住　所
氏　名
電　話　　（　　）
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

建築計画を変更しましたので、川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例施行規則第９条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

※　変更届受付番号			
※　標識設置届受付番号		※受付年月日	年　　月　　日
審査終了通知書番号	川　　第　　号	通知年月日	年　　月　　日
建築物の名称			
敷地の地名地番			
	変更前	変更後	
敷地面積	㎡	㎡	
建築面積	㎡	㎡	建ぺい率　　％
延べ面積	㎡	㎡	容積率　　％
容積率対象延べ面積	㎡	㎡	
高さ	m	m	
その他			
変更理由			

（注）１　※印のある欄は、記入しないでください。

２　容積率対象延べ面積の欄には、当該建築物の容積率の算定の基礎となる各階の床面積の合計を記入してください。

第７号様式（規則第10条関係）

担　当	担当課長	担当課長	課　長

建　築　計　画　中　止　届

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

建　築　主　　住　所
氏　名
電　話　　（　　）
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

建築計画を取り止めましたので、川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例施行規則第１０条の規定により、次のとおり届け出ます。

※　中止届受付番号			
建築物の名称			
敷地の地名地番			
※　標識設置届受付番号		※受付年月日	年　　月　　日
※　報告書受付番号		※受付年月日	年　　月　　日
審査終了通知書番号	川　　第　　号	通知年月日	年　　月　　日
建築確認通知書番号		確認年月日	年　　月　　日
中止理由			
※備考			

（注）１　※印のある欄は、記入しないでください。

第８号様式（規則第１１条関係）

担　当	担当課長	担当課長	課　長

紛 争 調 整 （ あ っ せ ん ） 申 出 書

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

申　出　人　　住　所
氏　名
電　話　　（　　）

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第１２条第　項の規定により、次のとおり紛争の調整（あっせん）を申し出ます。

※　申　出　受　付　番　号		
事　業　の　名　称		
事業区域の地名地番		
調整（あっせん）の相手方	住　所	
	氏　名	
申　出　人　の　代　理　人		
調整事項		
交渉経過概要		

（注）１　第２４条第３項の規定による代表者を選定した場合は、代表者のうち１名を申出人として、併せて代表者選定届を提出してください。

２　※印のある欄は、記入しないでください。

第９号様式（規則第１２条第１項関係）

川　第　号
年　月　日

あ っ せ ん 開 始 通 知 書

住　所

氏　名　　様

川崎市長　　印

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第１２条第　　項の規定により、あっせんを行いますので通知します。

事　業　の　名　称		
事業区域の地名地番		
相　手　方	住　所	
	氏　名	
調整事項		

第１０号様式（規則第１３条関係）

川　第　号
年　月　日

あっせん出席等要請書

住　所

氏　名　　様

川崎市長　　印

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第１２条第４項の規定に

より、あっせんのため　出　席／資料の提出　を要請します。

事業の名称			
事業区域の地名地番			
あっせん	相手方	住所	
		氏名	
	日時		年　月　日　午前・午後　時
	場所		
	資料の提出		

第１１号様式（規則第１４条第１項関係）

川　　第　　号
年　　月　　日

あ っ せ ん 出 席 等 勧 告 書

住　所

氏　名　　様

川崎市長　　印

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第１２条第６項の規定により、あっせんのため　出　席／資料の提出　に応ずるよう勧告します。

ついては、あっせん出席等勧告回答書により　　年　　月　　日までに御回答ください。

なお、同条例第２２条第１項の規定により、この勧告に正当な理由なく応じないときは、その旨を公表することがあります。

事業の名称			
事業区域の地名地番			
あっせん	相手方	住所	
		氏名	
	日時		年　月　日　午前・午後　時
	場所		
	資料の提出		

第１２号様式（規則第１４条第２項関係）

あっせん出席等勧告回答書

年　　月　　日

（あて先）　川　崎　市　長

住　所
氏　名
電　話　　（　　）

（法人にあっては、主な事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け　　川　　第　　号あっせん出席等勧告書による勧告については、川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例施行規則第１４条第２項の規定により、次のとおり回答します。

出　　席　　応じます。

あっせんのため　　に

資料の提出　　応じません。

応じない場合は、その理由

第１３号様式（規則第１６条第２項関係）

川　　第　　号
年　　月　　日

あ っ せ ん 打 切 通 知 書

住　所

氏　名　　様

川崎市長　　印

年　　月　　日付け　川　　第　　号あっせん開始通知書により通知した件については、川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第１３条の規定により、あっせんを打ち切りましたので、次のとおり通知します。

事　業　の　名　称		
事業区域の地名地番		
あっせんの相手方	住　　所	
	氏　　名	

あっせんの打切理由

第１４号様式（規則第１７条関係）

担　当	担当課長	担当課長	課　長

調　停　申　出　書

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

申　出　人　　住　所
氏　名
電　話　　（　　）
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第１４条第　項の規定により、次のとおり紛争の調停を申し出ます。

※申出受付番号		
事業の名称		
事業区域の地名地番		
調停の相手方	住　所	
	氏　名	
申出人の代理人		
調停事項		
交渉経過概要		

（注）１　第２４条第３項の規定による代表者を選定した場合は、代表者のうち１名を申出人とし、併せて代表者選定届を提出してください。
２　※印のある欄は、記入しないでください。

第１５号様式（規則第１８条第１項関係）

川　第　号
年　月　日

調　停　開　始　通　知　書

住　所

氏　名　　様

川崎市長　　印

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第１４条第　項の規定により、次のとおり調停を行いますので通知します。

事　業　名　称		
事業区域の地名地番		
相　手　方	住　所	
	氏　名	

第１６号様式（規則第１９条第１項）

川　第　号
年　月　日

調　停　受　諾　勧　告　書

住　所

氏　名　　様

川崎市長　　印

次のとおり調停の申出がありましたので、川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第１４条第２項の規定により、川崎市建築等紛争調停委員会の調停に付することを受諾するよう勧告します。

ついては、調停受諾勧告回答書により　　年　　月　　日までに御回答ください。

事業の名称		
事業区域の地名地番		
調停の申出人	住所	
	氏名	
調停事項等		

第１７号様式（規則第１９条第４項関係）

担　当	担当課長	担当課長	課　長

調 停 受 諾 勧 告 回 答 書

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

住　所
氏　名
電　話　　（　　）
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け　　川　　第　　号調停受諾勧告書による勧告については、川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例施行規則第１９条第４項の規定により、次のとおり回答します。

川崎市建築等紛争調停委員会の調停に付することを　受諾します。／受諾しません。

受諾しない場合は、その理由

第１８号様式（規則第２０条関係）

川　第　号
年　月　日

調停勧告打切通知書

住　所
氏　名　　様

川崎市長　　印

年　月　日付けで調停受諾勧告回答書により、川崎市建築等紛争調停委員会の調停に付すことを受諾しない旨の回答がありました。ついては、川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第１５条又は川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例施行規則第２０条第１項の規定により、調停の勧告を打ち切りましたので、次のとおり通知します。

事業の名称		
事業区域の地名地番		
調停の相手方	住所	
	氏名	

調停の相手方が受諾しないその理由

第１９号様式（規則第２１条関係）

第　　号
年　　月　　日

調　停　出　席　等　要　請　書

住　所

氏　名　　様

川崎市建築等紛争調停委員会

会　長　　印

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第１６条第２項の規定に

出　　席

より、調停のため必要があると認め、次のとおり　　を要請します。

資料の提出

事業の名称			
事業区域の地名地番			
調停	相手方	住　所	
		氏　名	
	日　時		年　月　日　午前・午後　時
	場　所		
	資料の提出		

第２０号様式（規則第２２条第１項関係）

第　　号
年　　月　　日

調　停　案　受　諾　勧　告　書

住　所

氏　名　　様

川崎市建築等紛争調停委員会
会　長　　印

年　　月　　日付け　　川ま調 第　　号調停開始通知書により通知した件については、川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第１６条第３項の規定により、次の調停案の受諾を勧告します。ついては、調停案受諾勧告に対する回答書により　　年　　月　　日までに御回答ください。

調　停　案

第２１号様式（規則第２２条第２項）

担　当	担当課長	担当課長	課　長

調停案受諾勧告に対する回答書

年　　月　　日

（あて先）川崎市建築等紛争調停委員会会長

住　所
氏　名
電　話　　（　　）
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け　　第　　号　調停案受諾勧告書による勧告については、川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例施行規則第２２条第２項の規定により、次のとおり回答します。

調停案を　受諾します。
　　受諾しません。

受諾しない場合は、その理由

第２２号様式（規則第２３条関係）

第　　号
年　　月　　日

調　停　打　切　通　知　書

住　所

氏　名　　様

川崎市建築等紛争調停委員会

会　長　　印

年　　月　　日付け　　第　　号 調停開始通知書により通知した件については、川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第１６条第　項の規定により、調停を打ち切りましたので、次のとおり通知します。

事業の名称		
事業区域の地名地番		
調停の相手方	住所	
	氏名	

調停の打切理由

第２３号様式（規則第２４条第３項関係）

担　当	担当課長	担当課長	課　長

代　表　者　選　定　届

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例施行規則第２４条第３項の規定により、次のとおり代表者を選定しましたので届け出ます。

届　出　人（紛争当事者）

氏　　名	住　　所

代　　表　　者

氏　　名	住　　所
	電話　　（　　）
	電話　　（　　）
	電話　　（　　）
	電話　　（　　）
	電話　　（　　）

第２４号様式（規則第２５条関係）

川　　第　　号
年　　月　　日

工 事 着 手 延 期 等 要 請 書

住　所

氏　名　　様

川崎市長　　印

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第１８条の規定により要請します。

なお、同条例第２２条第１項第３号の規定により、この要請に正当な理由なく応じないときは、その旨を公表することがあります。

事　業　の　名　称	
事業区域の地名地番	
要　　請　　事　　項	
□　あ　　っ　　せ　　ん	□　調　　停
□　工事着手の延期 年　　月　　日　　まで	□　工　事　の　停　止 年　　月　　日　　まで
要請の理由	

（注）　要請事項のうち該当するものに、レを打ってあります。

第２５号様式（規則第３３条関係）

川崎市指令　　第　　号

住　所

氏　名　　様

措　置　命　令　書

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第２１条第　　項の規定により、　　年　　月　　日までに次の措置を行うことを命じます。

なお、同条例第２２条第２項の規定により、この命令に正当な理由なく応じないときは、その旨を公表することがあります。

年　　月　　日

川崎市長　　印

措置命令事項	根拠条文
□ 標識の設置	条例第９条第１項
□ 報告書の提出	条例第１１条第１項
□ 求めた報告書の提出	条例第１１条第３項　・　条例第３条第２項ただし書及び第３項ただし書
建築物の名称	
敷地の地名地番	

この処分に不服があるときは、この措置命令書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この措置命令書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して６月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(注) 措置命令事項のうち該当するものに、レを打ってあります。

第２６号様式（規則第３４条関係）

川　　第　　号
年　　月　　日

公　表　通　知　書

住　所

氏　名　　様

川崎市長　　印

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第２２条第３項の規定により、次の理由により公表を行います。これについて意見を述べ、証拠を提示する機会を与えますので、書面にて、　　年　　月　　日までに次のところに提出してください。

書　面　提　出　先	
事　業　の　名　称	
事業区域の地名地番	

公　表　の　理　由	根　拠　条　文
□　あっせんの出席等の勧告に応じない。	条例第１２条第６項
□　調停の受諾の勧告に応じない。	条例第１４条第２項
□　工事着手の延期等の要請に応じない。	条例第１８条
□　措置命令に従わない。	条例第２１条第１項　・　第２項
備　考	

（注）公表の理由のうち該当するものに、☑を打ってあります。